


■ 共済事業の収支シミュレーションについて



認可が早かった団体の中には、もう4年目を迎える団体があります。多くは、共済事業開始から2年目又は3年目に入っているころだと思います。認可申請時に作成した事業計画や収支予算も最後の年や近づいてきている頃であると思います。当初の事業計画を振り返り、計画どおり実施されているのか点検が必要な時期に来ているものと思われます。


全体的に子供の数も減少傾向にあり、今後は加入者数の減少が見込まれます。早い段階で、現在の共済掛金の額が妥当なのか、経費面は予定どおりなのかを確認してみると、次期以降の改善につながっていきます。現在の共済掛金の収入と費用を考え、責任準備金の所定の積立や準備金の積立てもできない、もしくは共済金の支払自体ができないというような最悪の事態にならないように、普段から収入や費用がバランスがとれているのかを把握しておく必要があります。リスク管理の観点から、損益分岐点分析や収支シミュレーションを実施してみるのがよいと思います。

損益分岐点を考えるとき、固定費と変動費という区分が重要になりますが、共済事業にとっての変動費は、加入者数(=共済掛金収入)に応じて変動する支払共済金、責任準備金、支払備金などになると思われます。その他の経費については、固定的なものが多いものではないかと思えます。現行の共済掛金の下、どの位加入者の減少まで耐えられるのか、剰余金が発生するのかしないのか、シミュレーションすることが大切です。

■ 共済事業にかかる取り組み事例紹介

新年度開始前後で、共済制度や事務手続きについての説明会を行う団体も多いのではないかと思います。今回は、主に学校関係者に対して実施した説明会の模様について御紹介いたします。一般に、保険や共済は、その仕組み自体の複雑さ、関係法令や用語等の難しさなどから、なかなか理解しにくい分野であると思われます。業務円滑化を図るためにもこうした説明会を実施し、丁寧な説明に心掛けることが必要かと思えます。


一般財団法人福岡県高等学校安全振興会・新理事務取扱者説明会



当会では、共済事務の担当者及び管理職に対して、当会の共済事務について、正しい認識を持っていただき、スムーズな請求業務を行ってもらうために、毎年7月に説明会を開催しています。当日は、県内各地から、主に共済事務2年未満の担当者及び新任の事務長等管理職の方々、総勢約80名が参加しました。

今富理事長の挨拶後、羽田野事務局長から、P T A等共済法、当会共済事業内容の概要の説明を行い、休憩をはさんで土屋から事務取扱上の留意点、よくある間違っただ事例・参考にしてもらいたい他校の良い事例等などの説明を行いました。終了後は、質問や問い合わせに対応しました。(約10件程度)

担当者間で十分な引継ぎが行われていなかったり、共済金請求手続きの課題等も発見されるなどありましたが、大変有意義な説明会となりました。(事務局：土屋)



事業について説明する
羽田野事務局長

■ F A Q Q 1 : 資産運用益の取扱い。準備金や責任準備金等の共済会計に属する資産から発生した利子等の資産運用益については、共済会計の収入として処理すべきでしょうか。法人会計の収入減はその他会費(運営費等)しかなく、不足気味です。法人会計の収入として処理して良いでしょうか。

A 1 : 区分經理の原則からすると、共済会計に属する資産(準備金・責任準備金・支払備金の積立資産等)から生じた利子等についても共済会計で処理すべきものと思われます。他の会計に属する資産、基本財産やそこから生じる利子等の取扱いについては、公益informationのFAQ VI-3-①を参考にし、顧問税理士等ともご相談ください。

Q 2 : P T A等共済法で、第三者や物に対する賠償責任保険のようなものを実施することはできますか。

法第2条において、この法律における共済事業とは、災害(負傷、疾病、障害又は死亡等をいう)に対して共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業としています。共済掛金は、収支相等の原則に基づき、その年に支払う共済金や経費を加入者で分担しあうもので、それらの金額と加入者数で1名あたりが負担する共済掛金の額が決まってきます。一般に第三者や物に対する補償は、1件あたり数千万円から億単位の支払になることも想定され、加入者数が数万~数十万人のP T Aや互助会、青少年教育団体では、1人当たりの掛金が高額となるため、実質運営が不可能です。

■ おしらせ

・子供達に関する事件や事故が絶えず報道されています。交通事故防止、登下校時の安全確保、救命救急等、災害を未然防止する安全普及啓発活動等への取り組みについては是非とも御紹介ください。

次号の発行は、9月下旬。
くお詫び>第18号の団体紹介において、富山県高等学校安全振興会のタイトルに誤りがありました。正しくは、公益社団法人富山県高等学校安全振興会です。お詫びして訂正いたします。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう!

■ 共済団体のご紹介

一般社団法人 岩手県PTA連合会（共済事業開始：平成24年4月）

岩手県PTA連合会共済事業は、学校管理下外の生活並びにPTA活動が安心して取り組めるよう、加入いただいた単位PTAを組織する学校等に在籍する「児童・生徒・園児の学校管理下外（PTA行事中含む）」及び「PTA会員（保護者・教職員）のPTA行事中」における傷害事故に対して共済金を支払っており、支払件数は、年間 約2,000件 になります。

毎年夏休み期間中に学校の担当者を対象とした「共済事業事務担当者説明会」を行い、出席者からの意見やアンケート調査結果を踏まえて共済金の支払いや手続き等の改善に役立てています。又、本会事務局は、文部科学省PTA等共済室主催の研修会に出席することでこれまでの疑問点が解明し、取り組むべき問題点が明確になりつつあります。

研修会の資料は具体例が示されていて大変解りやすく、内部の会議資料としても活用させていただきたいと考えています。研修会に参加することは、他県の共済事業の実態を知る機会にもなっていて学ぶところも大きいです。これからも機会ある毎に研修会に出席し、課題の解決に向け取り組んでいきたいと思っております。PTA共済室の皆様、県教育委員会担当者様、他県の担当者様、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

（事務局員：後藤員子）

一般社団法人 札幌市PTA共済会（共済事業開始：平成24年4月）

今年度で共済事業を開始して3期目になりますが、文部科学省並びに北海道教育委員会のご指導やご助言もあり、事業運営は順調に推移しております。本共済は、札幌市立の幼・小・中307単位PTAが加入し、134,000人の園児・児童・生徒の学校管理下外の傷害、118,000世帯のPTA活動中の傷害を補償する大組織となっております。今年度からは、PTA活動中の細菌性・ウイルス性食中毒事故も補償の対象としました。また、安全教育推進事業として、交通安全標語の募集と入選作品を掲載した交通安全旗を作成し、札幌市立幼・小・中308園・校に配布しております。さらに、現在は、事故報告書をもとに、学校管理下外とPTA活動中の傷害状況を統計的にまとめた資料を作成し、将来的には、この資料と蓄積されたデータを分析して、事故の未然防止に役立てたいと考えております。

本共済は、相互扶助の精神のもとに共済事業を行っておりますが、必要に応じて補償内容や運営方法の見直しを行っていくと共に、万が一に備え、どのような不測の事故が発生しても、それに対応できる安定した財務基盤と強固な経営体制を構築していきたいと思っております。また最近では、自転車事故など、子供や家族が法律上の損害賠償責任を負うケースが増えていることから、共済会においても、個人賠償責任を補償する保険について、調査、検討を進めていきたいと考えています。（事務長：山田貢嗣）

PTA等共済室

- 8月3日（日）一般社団法人茨城県PTA安全互助会の臨時社員総会に参加。認可申請に向けて共済規程などが決議されました。法人設立は7月1日。
- 8月21日（木）-22日（金）一般社団法人全国高等学校PTA連合会福井大会へ参加。
- 8月27日（水）公益社団法人全国子ども会連合会協賛事業視察・足立区鹿浜西小学校（「あたりまえ体操（ソイカラッとバージョン）」大塚製菓事業）
「ソイカラッと体操」全国子ども会連合会の認定体操決定お祝いイベント
- 8月28日（木）岐阜県教育委員会の一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会に対する立入検査に同行。共済団体役員向け研修会を実施



一般社団法人茨城県PTA安全互助会の臨時社員総会

■ PTA等共済法に基づいて実施する指導や監督、立入検査について

PTA等共済法の第3章（第17条～25条）に監督に関する規定があります。監督や指導等は、法律・施行令・施行規則の他に監督指針や検査マニュアルに基づいて実施します。立入検査は、法第18条に基づいて実施するものです。立入検査を受ける前には、この検査マニュアルを使って、日常の業務等を点検しておくことがよいと思います。大変ボリュームのあるものですが、是非一度、ご覧いただければと思います。

・文部科学省ホームページ参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/ptaseishounen/detail/1308532.htm)

■ 編集後記

「刀」にまつわることわざがたくさんあります。「押取り刀」「鑢迫り合い」「焼きを入れる」等々。日本人は、刀を使っていた歴史も長く、日常生活に密着したものであったことから、様々なことわざが生まれたようですね。行政庁への業務報告書の提出が終わり、早いところではそろそろ立入検査を迎える団体もあるのではないかと思います。立入検査は、「抜き打ち」では実施することは、よほど緊急性のある場合を除いて、ないと思いますが、いつ立入検査を迎えてもいように、日頃から、PTA等共済法や共済規程に関する研修を実施して知識を深め、感性を「研ぎ澄まし」また、他の団体と「鑢を削り」、行政庁から「折り紙付き」と言われるようにしたいものです。「付け焼き刃」や「急刃凌ぎ」の対応では、後で「切羽つまる」ことになります。（PTA等共済室：吉谷）